

兵庫水素社会推進構想改定資料等作成業務公募型プロポーザル募集要項

標記業務を委託する者を選定するため、次のとおり企画提案を募集する。

令和 7 年 7 月 18 日

兵庫県知事 齋藤 元彦

項目	内容	
1 事業目的	「兵庫水素社会推進構想」の改定に必要な資料等を作成する。	
2 業務内容	別紙仕様書のとおり	
3 委託条件	委託期間	契約締結日から令和8年3月13日まで（金）まで
	委託料 等	総額 7,147,800円（消費税額を含む）を上限とする
4 応募資格	応募者は、以下に掲げる全ての要件を満たす者であること。 また、複数の企業・団体等での共同による応募の場合は、代表者が申請すること。 (1) 法人その他の団体又は個人事業主であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。 (2) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けること。 (3) 業務の実施に当たり、兵庫県との打合せ等に適切に対応することができること。 (4) 次のいずれにも該当しないこと。 ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者。 イ 応募図書（7に掲げる書類をいう。以下同じ。）の受付期間において、県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者。 ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者。 エ 県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税を滞納している者。 オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体。 カ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者。	

5 募集期間	令和7年7月18日（金）～令和7年8月20日（水）17時必着			
6 応募図書及び部数	様式1		質問書	—
	様式2		参加表明書	1部
	応募図書	様式3	応募申請書	正1部、副6部
		様式4	提案者概要	7部
		任意様式	企画提案書	7部
		様式5	経費積算見積書	正1部、副6部
		様式6	誓約書	1部
		様式7	指名停止の状況	1部
		様式8	申立書(必要に応じて提出)	1部
		添付書類	県税・市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないことを証する書類（各機関が発行する納税証明書等、コピー可） ※提出の日において発行から3か月以内のもの。	1部
			法人登記簿謄本、定款又は規約等、役員名簿、直近事業年度の事業報告書、決算書又はこれらに類する書類	1部
	会社概要(パンフレット)等提案者の概要を説明する書類		1部	
	注意事項		(1) 応募図書は、原則A4（片面）用紙で作成すること。 (2) 応募図書の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。 (3) 応募図書の著作権は、応募者に帰属する。 (4) 応募図書は、審査のためにのみ使用し、応募者へは返却しない。	
7 企画提案書の作成について	応募者は、次の内容を必ず記載した企画提案書を作成すること。その他の内容は任意とする。 1.業務の実施計画（業務実施の内容、スケジュール等） 2.業務の実施体制（業務実施の体制、社外組織との連携体制等） 3.業務実績（類似業務の実績及び本業務に関する知見や専門性等） 4.その他（本業務をより効果的なものとする創意工夫や独自提案等）			
8 提出先 等	提出先	〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1（県庁2号館5階） 兵庫県企画部総合政策課エネルギー・水資源班 あて		
	提出方法	上記提出先まで、持参又は郵送すること。 ※持参の場合は、土日・祝日を除く各日の9時から17時まで(12時から13時を除く)の受付とする。 ※郵送の場合は、書留郵便等配達記録が残るように郵送すること。		
9 募集要項等への質問・回答	質問方法	質問は質問書（様式1）の送付をもって行うものとし、下記期限までに電子メールにて提出すること。 [期 限] 令和7年7月28日(月)17時まで [電子メール] seisaku@pref.hyogo.lg.jp		

	回答方法	令和7年8月8日（金）までに、質問者に対して回答の内容を個別に連絡する。なお、プロポーザル全体にかかわる内容はホームページにも公表する。		
11 審査	審査方法	審査委員会を設置し、業務を委託する者の選定を書面審査にて行う。なお、必要に応じて、応募者に対して提出書類の内容の確認、追加書類の提出の依頼、ヒアリング等を行うことがある。		
	審査基準	業務理解度	・業務仕様書に基づいた提案となっており、本県の課題や現状、水素社会の方向性を的確に把握しているか。	5点
		具体性 企画性	・アンケート調査結果や既存資料の活用・分析方法が具体的に記載されているか。 ・需要量推計、供給方法の検討、図化などアウトプットの方法が明示され、実現可能なものか。 ・モビリティ分野の水素需要量の推計方法が具体的かつ実効性をもっているか。	30点
		専門性	・水素分野に関する知見・調査経験を有しているか。 ・産業やカーボンニュートラルに関する知見を有しているか。	10点
		業務実績	・類似業務の実績があり、それらが提案内容に活かされているか。	10点
		業務実施体制	・実効性のある実施体制であるか。 ・業務工程が実現可能であるか。	20点
		経済性	・業務内容に見合った適切な価格設定になっているか。	5点
		創意工夫 独自性	・「その他構想改定にかかる資料の作成」に対する提案が具体的かつ実効性を伴っているか。	20点
	審査結果の通知	審査結果は、事務局から各応募者へ文書で通知する。		
12 著作権	本業務により制作される成果物の著作権は、兵庫県に帰属するものとする。納入される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、選定業者は、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾等に関わる一切の手続きを行う。			
13 留意事項	(1) 審査による事業者選定後、業務を委託する者として選定されたもの（以下「選定業者」という。）は、県と提案業務の実施方法や内容等について協議し、調整を行う。原則として、応募図書は契約の一部として受託者を拘束することとなるが、この協議・調整において、県と選定業者双方で確認のうえ、提案業務の内容等を修正し、又は変更することがある。 (2) 選定業者は、(1)の協議・調整をした業務の内容を記載した業務計画書及び業務の実績を記載した実績報告書を県へ提出すること。 なお、業務の履行については、業務計画書、委託契約書及び仕様書に従うこと。 (3) 選定業者が委託契約書に記載する条項に違反したときは、県は、当該委託契約の全部又は一部を解除し、委託料の支払を停止し、又は選定業者に対して支払った委託料の全部又は一部の返還を求めることがある。 (4) 選定業者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等）を業務終了後5年間保存すること。			

	(5) 選定業者は、個人情報の保護に関連する法律及び個人情報の保護に関する条例等に従い、個人情報を適切に扱うとともに、業務に関して知り得た秘密を、第三者に開示・公表・配布しないこと。契約終了後もまた同様とする。
14 選考スケジュール	公募から事業者選定までのスケジュール（一部予定を含む）は以下のとおりとする。 (1) 公募の開始 令和7年7月18日(金) (2) 質問書の提出期限 令和7年7月28日(月) (3) 質問への回答 令和7年8月8日(金) (4) 参加表明書の提出期限 令和7年8月14日(木) (5) 応募図書提出期限 令和7年8月20日(水) ※直接持参又は郵送により提出すること。(郵送の場合は必着) (6) 結果通知 令和7年8月下旬 (7) 契約締結 令和7年8月下旬
事務局	〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1（県庁2号館5階） 兵庫県企画部総合政策課（藤井、宗石） 電話：078-362-3294（内線：72582） 電子メール：seisaku@pref.hyogo.lg.jp